

Q & A

Q 憲法で保障されている表現の自由との関係は？

- ① 表現の自由等との関係で慎重な対応が必要であることは十分認識しており、大阪市人権施策推進審議会において、憲法や国際法などの専門家に検討いただいた内容をもとに条例案を策定しました。制度の実施にあっても、専門家で構成する大阪市ヘイトスピーチ審査会を設置し、中立・公正な意見を聴くなどし、表現の自由等には十分配慮し、適正に運用していきます。

Q 単なる悪口や、会員のみの集会での発言もヘイトスピーチに当たりますか？

- ① 悪口程度のものや会員のみが参加できる集会での発言は、定義上、該当しないと考えられますが、実際にはケースごとに判断することになります。

Q ヘイトスピーチが行われないうち、この条例で活動を事前に規制したりすることはしないのですか？

- ① 実施される表現活動がヘイトスピーチに該当するかどうかは事前に判断することが難しいため、あらかじめ、街宣活動や集会を規制したりするような対応は規定していません。表現活動がヘイトスピーチに該当するかどうかは、事後に審査会において審査の上、市として判断し、必要な措置をとることとしています。

Q ヘイトスピーチと思われる表現活動を見たのですが、どうすればいいですか？

- ① ヘイトスピーチに該当すると思われる表現活動について市民等からの申出に基づき対応することとしています。裏面記載の専用電話にお電話ください。

ともに支えあう、多文化共生のまちづくりを
人権を尊重し、誰もが互いの文化を認め合い、
自分らしく生きることのできる多文化共生社会の
実現をめざしていきましょう。

詳しくは、大阪市ホームページ
「ヘイトスピーチ」で

<http://www.city.osaka.lg.jp/shimin/page/0000339042.html>

大阪市ヘイトスピーチへの対処に
関する条例にかかるお問合せ、
お申出のご相談は

専用電話：06-6208-7612

まずはお電話でお問い合わせください。

(面談要予約)

※来庁によるお申出、ご相談は事前にご予約をお願いします。

受付時間：平日9:00～17:00
(17:30終了)

この資料は平成28年6月に作成したものです。

資料2-5 大阪市

ヘイトスピーチへの対処に 関する条例について

平成28年7月1日から
条例が全面施行されました

ヘイトスピーチ、
許さない

大阪市 市民局

平成28年7月

大阪市ヘイトスピーチへの対処に関する条例の概要

条例の目的

人としての尊厳を傷つけ、社会に差別意識を生じさせるような言動「ヘイトスピーチ」について、市として「許さない」という姿勢を明確にし、市民等の人権を擁護し、ヘイトスピーチの抑止を図ること

ヘイトスピーチの定義

- 対象とするヘイトスピーチは、人種や民族（国籍は問いません）に関するもの
- 「目的」「態様」「場所又は方法」の3つの観点からヘイトスピーチの定義を規定
例：社会からの排除を目的として、相当程度の誹謗中傷する内容の発言であり、道路など偶然通りかかった多くの人に聞こえるような場所で行われたもの（その様子を撮影した動画をインターネットで公開する場合なども含みます）
- 市外で行われても、「市民等」に対するヘイトスピーチであれば対象

ヘイトスピーチの認定と措置

ヘイトスピーチに該当すると思われる表現活動について市民等からの申出などを受けて、審査を行い、ヘイトスピーチに該当する場合、拡散防止措置などを行います。

「市民等」

大阪市内に
居住・通勤・通学
されている方

申出

証拠の提出
(映像等)

審査会において、慎重に審査した上で、市として判断します

大阪市

諮 問

意 見

ヘイトスピーチ審査会 (学識経験者等で構成)

ヘイトスピーチへの該当性
措置・公表の内容を中立・公正に審査

ヘイトスピーチに該当する場合、次の措置を講じることとしています。

・ヘイトスピーチの拡散防止措置

例：施設を管理する者への看板や掲示物などの撤去依頼やプロバイダへのインターネット上の動画等の削除依頼

・大阪市の認識等の公表

大阪市の認識や拡散を防止するためにとった措置、ヘイトスピーチを行った者の氏名・団体の名称などを公表します



大阪市人権啓発
マスコットキャラクター
にっこりーな